

A decorative graphic consisting of several overlapping circles and two solid circular dots. One dot is at the top right and has a diagonal hatched pattern. The other dot is at the bottom left and is a solid light gray. The circles are drawn with solid, dashed, and dotted lines, creating a complex, layered effect.

資料編

1. 障がい者基本計画(施策の展開の抜粋)

1. 理解と交流の促進

(1)障がい理解のための啓発と人権学習の推進

①障がい理解のための啓発活動の充実

市民を対象にした、人権問題や障がいに対する理解を深めるための啓発活動を推進するとともに、広報活動の内容の充実を図ります。

今後の取組	内 容	関係課
人権問題に関する教育の推進	●「障がい」に対する見方・考え方をはじめ様々な人権問題の解決のために、地区別懇談会や人権啓発リーダー講座等の学習会で教育・啓発を推進します。	人権教育課
人権問題に関する啓発活動の充実	●「障がい」に対する見方・考え方をはじめ様々な人権問題の解決のため、「じんけんセミナー」をはじめとする各種講演会の参加や街頭啓発活動の実施について、市民と協働で啓発・推進します。 ●企業においても障がいに対する理解の促進や偏見をなくすために、各種研修会への参加や企業内での研修会の実施について啓発・推進します。	人権政策課 商工観光労政課
職員への人権啓発と意識の向上	●人権問題に対する連続講座へ職員を派遣し、人権に対する理解を深めるため一層の啓発と意識の向上を図ります。	人権政策課
「地域共生社会」の理念の周知	●広報活動、社会教育活動等を通じて、「地域共生社会」の理念の周知を継続的に推進します。また、学校教育等関係機関と連携し、全市児童生徒を対象とした福祉教育事業の実施に努めます。	関係各課
「障がい者週間」の広報・啓発	●市民の理解と認識を深めるため、12月3日～9日の「障がい者週間」の行事として、障がい者関係団体との連携を図りながら、障がいへの理解促進のための啓発記事を広報やホームページ等へ掲載します。	障がい福祉課

②人権学習の推進

市役所職員をはじめ、関係する職員に対して、人権問題等に関する研修や講演会の機会を拡充し、障がいに関する理解を促進します。また、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題についても理解を深められるよう支援します。

今後の取組	内 容	関係課
市職員に対する研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 同和問題や障がいのある人をはじめ様々な人権問題に対する理解を深めるため、市職員を対象とした集合研修及び「じんけんセミナー」等への派遣研修を実施するとともに、各所属で人権・同和問題研修に取り組みます。 ● 職員提案や研修後のアンケートの内容を研修に積極的に取り入れ、より効果のある実施に努めるとともに、職場研修では随時情報提供を行い、継続実施しやすい環境づくりに努めます。 ● 市職員が積極的に各種研修会や地区別懇談会に参加し、障がいに対する理解の自己研鑽を行います。 	人事課 人権教育課
民生委員・児童委員に対する研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 民生委員・児童委員に対して、障がいに対する理解を深めるための学習会や人権に関する研修を実施します。 	社会福祉課
講演会の周知	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がい者支援の関係機関が実施する講演会等の周知に努め、市民参加を求めることにより、障がいのある人に対する理解を深めていきます。 	障がい福祉課
障がい者関係団体に対する人権学習会の支援	<ul style="list-style-type: none"> ● あらゆる人権問題に対する理解を深めるため、障がい者関係団体の人権学習会を支援します。 	障がい福祉課

(2)交流機会の確保

①交流機会の充実

地域で開催される各種事業へ障がいのある人が参加しやすい体制を整備するなど、地域での障がいのある人との交流機会の充実を図り、障がいに対する理解を促進します。

今後の取組	内 容	関係課
地域行事への参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域で実施する各種事業に障がいのある人が参加しやすいよう、取組の周知を図るとともに、ボランティアの配置や会場の設営等に十分な配慮を行い、参加の促進を図ります。 	関係各課
交流の場・機会の確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がいのある人との交流会等、障がいのある人への理解を深めるための積極的な取組を実施します。 	関係各課

(3)福祉教育の推進

①福祉教育の充実

福祉や障がいに対する理解だけではなく、日常生活の中での実践につなげていけるよう、学習内容の見直しを行い、福祉教育の充実に努めます。

今後の取組	内 容	関係課
福祉教育読本の活用	● 福祉教育読本「福祉のこころ」を活用し、福祉教育を進めるとともに、効果的な活用ができるよう内容等を検討していきます。	学校教育課
障がいのある人に対する理解の教育の充実	● アイマスク体験学習等、障がいに対する理解と認識を培う学習を年間計画の中に位置づけるとともに、学習で学んだことが生活の中でいかせるよう、教育内容の充実に努めます。	学校教育課
ふれあいの場・機会の充実	● 障がいのある人とふれあったり、思いや願い等についての話を聞いたりすることを通して、障がいのある人の生き方を学ぶ機会の充実に努めます。	学校教育課
学校行事を通じた障がいに対する理解の促進	● 学校行事やPTA行事・学校・学年通信等を通じ、障がいや障がいのある人に対する保護者や地域の人々の理解の促進を図るとともに、学習で学んだことが日常生活の中で実践できるよう、教育内容の充実に努めます。	学校教育課
福祉に関する体験学習の充実	● 総合的な学習等における福祉施設の訪問、車いす・手話等の体験学習の実施やチャレンジウィーク、キャリア教育における福祉施設での職場体験等のふれあいを通して、障がいのある人の思いや生き方を学ぶ機会の充実に努めます。	学校教育課

(4)地域福祉活動の支援・連携

①地域における各種関係団体との連携

地域振興協議会をはじめ、民生委員児童委員協議会とも連携し、障がいに対する理解の促進に努めます。

今後の取組	内 容	関係課
地域の関係機関との連携	● 社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会、地域振興協議会等地域の関係機関との積極的な情報交換や情報共有等により、つながりを強くすることで、地域に暮らす障がいのある人に対する市民の理解を深められるようにします。	障がい福祉課 関係各課

②ボランティア活動の推進

社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動の推進に努めます。

今後の取組	内 容	関係課
ボランティア活動の推進	● 社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動の参加につながるようボランティア活動に関する情報提供を積極的に行います。	障がい福祉課

今後の取組	内 容	関係課
ボランティア人材の育成	● 視覚障がい者生活行動訓練、障がい児・者レクリエーション・スポーツ大会等を通じて、ボランティア活動に興味を持ってもらえるように働きかけます。さらに、幼児期から障がいを通した福祉を学び体験する機会を提供するとともに、市内全域の小・中学校等に事業を周知します。	障がい福祉課

③障がい者関係団体の活性化の支援の充実

団体活動の活性化、会員増を図るため、啓発等により障がいのある人へ障がい者関係団体への参加を促すとともに、障がい者関係団体の活性化に向けての支援を継続して行います。

今後の取組	内 容	関係課
障がい者関係団体への活動支援	● 障がい者関係団体等の重要性等を啓発し、団体活動の活性化と会員数の増大を図るとともに、市内における障がい者関係団体の把握に努め、各障がい者関係団体の自主的な活動を支援するための活動補助金を交付します。	障がい福祉課
家族会に対する活動支援	● 家族同士の親睦や一般講演会開催の支援等、家族会の運営や活性化に向けての支援を継続して行います。	障がい福祉課

2. 保健・医療の充実

(1)障がいの原因となる疾病の予防及び早期発見体制の充実

①疾病予防及び障がい等の早期発見のための体制整備

疾病の予防や発達の課題に対して適切な支援や療育につなぐため、健康診査や保健指導の適切な実施に努めます。

今後の取組	内 容	関係課
母子健康手帳の交付	● 妊娠・出産または育児についての正しい知識の普及及び健康の保持増進のため、母子健康手帳を交付します。	こども家庭センター
妊婦に対する各種健診・助成の充実	● 妊婦の健康の保持及び増進のため、医療機関において妊婦健康診査を実施するとともに、健診に対する助成を行います。	こども家庭センター
発達相談の実施	● 個別相談を行い、必要に応じて発達検査及び発達を促す関わり方の助言を行います。	こども家庭センター
先天性代謝異常等検査の受診勧奨	● 先天性代謝異常等の早期発見・早期治療をするため、先天性代謝異常等検査の受診を勧奨します。	こども家庭センター
保健指導の実施	● 妊産婦や乳幼児の健康に関して、必要に応じた支援を行います。	こども家庭センター
就学時健康診断・定期健康診断の充実	● 学校保健安全法に基づき、就学時健康診断・定期安全健康診断を実施し、一般疾病・障がいの早期発見に努めます。	学校教育課

(2)医療体制及びリハビリテーションの整備

①行政、保健、医療機関の連携強化

障がいのある人の健康を維持し、二次的障がいの発生予防や、リハビリテーションを支援するため、行政、保健、医療機関の連携を強化するとともに、情報の共有に努めます。

今後の取組	内 容	関係課
地域包括ケアシステムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ● 在宅の障がいのある人の日々の生活を支援するため、マネジメント機能を果たせる人材の確保を図るとともに、主治医や訪問看護師等の多職種間との連携を強化し、地域で生活できる地域包括ケアシステムの構築を図ります。 	障がい福祉課 長寿福祉課 健康増進課 こども家庭センター
関係機関の連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 多職種が連携・協働できるよう継続して協議・検討を行うとともに、関係機関と連携を図りながら相談支援を行います。 	障がい福祉課 長寿福祉課 健康増進課
初期救急医療の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● かかりつけ医制度を啓発するとともに、休日・夜間等の初期救急医療の充実を図ります。また、在宅医療や介護の現状についての情報が、市民に広く伝わるよう情報提供体制の拡充に努めます。 	健康増進課 長寿福祉課

②医療制度の周知と利用促進

医療機関等との連携により、公費負担制度等の制度の利用促進に努めるとともに、医療機関に対して、適正な運用についての啓発を進めます。

今後の取組	内 容	関係課
養育医療費の給付	<ul style="list-style-type: none"> ● 養育のため、指定養育医療機関に入院することを必要とする未熟児に対する養育医療費給付事業を行います。 	こども家庭センター
自立支援医療の給付	<ul style="list-style-type: none"> ● 育成医療 身体障がいのある児童に対し、その障がいを除去または軽減し、生活能力を得るために必要な育成医療費給付事業を行うとともに、制度の周知に努めます。 ● 更生医療 18歳以上の身体障がいのある人に対し、その障がいを除去または軽減し、生活能力を得るために必要な更生医療費を給付するとともに、他制度との併用等適正な運用についての啓発に努めます。 ● 精神通院医療 通院による精神医療を継続的に必要とする人に対し、精神通院医療の支給を行うとともに、制度の周知に努めます。 	障がい福祉課
福祉医療費の助成	<ul style="list-style-type: none"> ● 重度または中度の心身障がいのある人または精神に障がいのある人の医療費の一部(医療保険の自己負担額や高齢者の医療の確保に関する法律の一部負担金)を助成します。 	保険年金課

今後の取組	内 容	関係課
アイバンク・腎バンクの普及啓発	● 厚生労働省が発行した臓器提供意思表示カードを窓口を設置し、アイバンクや腎バンクの普及啓発を図ります。	健康増進課 保険年金課

③難病患者に対する支援の充実

難病患者に対する支援の充実を図るため、広域的な連携や医療機関等との連携を強化し、支援体制の充実を図ります。

今後の取組	内 容	関係課
難病患者に対する支援	● 難病患者に対する支援等の情報提供を行います。また、療養相談については、保健所や滋賀県難病相談・支援センターとの連携を図ります。	障がい福祉課 健康増進課 長寿福祉課 こども家庭センター
日常生活用具の給付	● 難病患者や家族の支援を行うため、医療機関等との連携を図りながら、容態に応じた日常生活用具の給付を行います。	障がい福祉課

3. 生活支援の充実

(1)経済的自立の支援の充実

①各種経済的自立支援制度の周知と充実

就労等による収入が得られない障がいのある人や低所得者に対し、共済制度や各種年金・手当等を周知し、経済的支援の充実を図ります。

今後の取組	内 容	関係課
障がい基礎年金の支給	● 国民年金の被保険者期間中や60歳から65歳未満に初診日がある病気やけがで障がいになった時に、その障がいの程度により障がい基礎年金を支給するとともに、18歳までの子どもを扶養している時は加算額を加えます。また、障がい基礎年金の裁定につなげるため、関係課や年金事務所と連携し、制度の一層の周知に努めます。	保険年金課
特別障がい者手当の周知・利用促進	● 日常生活に常時特別の介護を要する20歳以上の在宅の障がいのある人に対し、特別障がい者手当の周知及び、利用促進を継続し、重度の心身障がいによって生ずる特別な負担の軽減を図ります。	障がい福祉課
障がい児福祉手当の周知・利用促進	● 20歳未満の重度の心身障がいのある児童に対し、障がい児福祉手当の周知、利用促進を図り、重度の心身障がいによって生ずる特別な負担の軽減を図ります。	障がい福祉課
心身障がい者扶養共済制度の普及	● 障がいのある人を扶養する保護者等が障がいのある人の将来の自立を助長するため、相互に掛金を出し合い年金・弔慰金を支給する心身障がい者扶養共済制度について、関係団体と連携を図り、普及を促進します。	障がい福祉課

今後の取組	内 容	関係課
各種減免・無料制度の周知	● 各種税金の減免、NHK放送受信料、郵便物の減免及びN TT無料番号案内の周知を図ります。また、障がいの種類や程度に合わせた周知方法を検討します。	各関係機関
児童扶養手当の支給	● 児童の父または母が重度の障がいの状態にある場合、父または母に児童扶養手当を支給し、児童の福祉の増進を図ります。	子育て支援課
特別児童扶養手当の支給	● 20歳未満の在宅中重度以上の心身障がいのある児童を養育している保護者等に特別児童扶養手当を支給し、在宅心身障がい児の福祉の増進を図ります。	障がい福祉課
就学経費の一部支給	● 小・中学校の特別支援学級に就学する児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、就学に必要な経費の一部を支給します。	学校教育課

(2)在宅福祉サービスの充実

①在宅福祉サービスの充実

本人の日常生活の支援を図るとともに、保護者及び介助者の負担を軽減するため、より一層の在宅福祉サービスの充実を図るとともに、周知に努めます。

今後の取組	内 容	関係課
訪問入浴サービスの実施	● 寝たきりなど、在宅の重度障がいのある人で入浴することが困難な人に対して、訪問入浴サービスを実施します。	障がい福祉課
紙おむつ購入費の助成	● 在宅の常時紙おむつを必要とする重度障がいのある人(児)に対して、紙おむつ購入費を助成します。また、制度の周知を図ります。	障がい福祉課
補装具費の支給	● 身体障がいのある人の日常生活や社会生活の向上を図るため、身体の失われた部分や障がいのある部分を補う補装具費の支給を行います。また、障害者更生相談所と連携を密にし、補装具の必要性の見極めを行います。	障がい福祉課
日常生活用具の給付	● 在宅の障がいのある人に対し、日常生活の便宜を図るため、特殊寝台等の障がい部位に応じた用具を給付します。	障がい福祉課
夏期休暇期間中の日中一時支援事業の利用促進	● 市内在住の小・中学校特別支援学級、または特別支援学校に通う子どもが、日中一時支援事業の利用により、夏期休暇期間中の余暇時間の有効活用と、規則正しい生活習慣を維持することができるよう、夏期休暇期間中の日中一時支援事業の利用を促進します。	障がい福祉課
緊急通報システムによる緊急時対応の整備	● 民生委員・児童委員との連携と情報共有を進め、「緊急通報システム」等による通報手段等の確保を図り、緊急時の対応の整備を図ります。	長寿福祉課 障がい福祉課
在宅福祉サービスの充実	● 在宅福祉サービスの周知や事業者の拡大及び質の向上を図ることにより、日常生活を営むことに著しく支障のある重度障がいのある人の日常生活を支援します。家庭介護が困難になった場合や、介助者の休養等のための一時的なショートステイや日中一時支援等による支援を行います。	障がい福祉課

今後の取組	内 容	関係課
障がい者地域活動支援センターの充実	● 障がい者地域活動支援センター機能強化事業により、栗東市身体障害者デイサービスセンターにおいて、在宅の障がいのある人に対して、創作活動や社会との交流の促進、入浴サービス等を行います。	障がい福祉課
外出支援の充実	● 屋外での移動に困難がある障がいのある人について、外出のための介護を行い、社会参加の促進を図ります。	障がい福祉課
各種割引制度の周知	● 民間バス運賃の割引、JR運賃の割引、航空運賃の割引、有料道路通行料金の割引、タクシー料金の割引等の制度の周知に努めます。	障がい福祉課

②障がい福祉サービスに関するニーズの把握

国・県の動向を注視し、各種団体のニーズを本市の課題として捉え、関係機関と連携し、施策展開ができるよう取り組みます。

今後の取組	内 容	関係課
ヒアリング等によるニーズの把握	● 必要に応じて、各種関係団体等へのヒアリングを行い、ニーズの把握に努めます。	障がい福祉課
関係団体等との連携によるニーズの把握	● 民生委員・児童委員等の地域の団体と連携し、障がいのある人のニーズの把握に努めます。	障がい福祉課

(3)地域生活支援拠点の整備と施設整備の推進

①地域生活支援拠点の整備

相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つの機能を持った地域生活支援拠点の整備に取り組みます。

今後の取組	内 容	関係課
地域生活支援拠点の整備	● 障がいのある人の生活を地域全体で支えるため、サービス提供事業者等の関係機関と連携し、地域生活支援拠点の設置及び機能の充実を図ります。	障がい福祉課

②施設整備の促進

障がいの特性や生活状況に応じた適切な施設利用ができるよう、湖南圏域4市及び県と連携して、通所・入所施設の利用を支援します。

今後の取組	内 容	関係課
重症心身障がい者通所施設等の整備	● 重症心身障がい者通所施設等の整備を湖南圏域において推進します。	障がい福祉課

(4)手話の啓発・普及、コミュニケーション支援の充実

①手話の啓発・普及

すべての市民が共生していく社会の実現をめざすために、「栗東市手話言語条例」の周知・啓発を図り、手話が言語であることを認識し、ろう者への理解を広げます。

今後の取組	内 容	関係課
手話に対する理解及び普及	● 啓発講座や研修の実施、パンフレット作成等により、手話を言語として認識し、ろう者への理解を深める取組を行います。	障がい福祉課
手話を使用しやすい環境づくりに関する取組	● 手話学習者を増やすことや、行政情報等を手話で提供するなど、手話を使用しやすい環境整備の取組を行います。	障がい福祉課
聴覚障がい児の手話の獲得に関する取組	● 聴覚障がい児にとって、乳幼児期から手話を獲得することが重要であることから、情報提供や機会の確保を図る取組を行います。	障がい福祉課

②コミュニケーション支援の充実

「栗東市市民をつなぐ情報・コミュニケーション条例」の周知を図り、障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の理解・利用を促進し、障がいのある人の情報の取得及びコミュニケーションについて支援を行います。

今後の取組	内 容	関係課
多様なコミュニケーション手段の理解、及び利用促進の取組	● 多様なコミュニケーション手段(手話、触手話、接近手話、要約筆記、筆談、点字音訳、代筆、指点字、平易な表現、絵図、代用音声等)の理解、利用促進に取り組むとともに、障がいのある人のニーズの把握を行います。	障がい福祉課
手話通訳者、要約筆記者の派遣	● 対象者の把握を行うとともに、聴覚障がいのある人に対し、手話通訳者、要約筆記者を派遣します。 ● 遠隔手話通訳(筆談)ができる環境を整えていきます。	障がい福祉課
盲ろう者通訳・介助者の派遣	● 対象者の把握を行うとともに、盲ろう者通訳・介助者の派遣について検討します。	障がい福祉課
市役所における手話通訳ができる職員の配置	● 市役所に手話通訳ができる職員を配置します。	障がい福祉課
「耳マーク表示板」、「筆談ボード」の活用	● 聴覚障がいのある人が公共機関の窓口で安心してコミュニケーションが図れるように、市役所等に「耳マーク表示板」や「筆談ボード」を設置します。 ● 手帳交付時等に「耳マーク」の周知に努めます。また、市職員にも「耳マーク」の周知を行います。 ● 銀行や病院等の公共的機関へも「耳マーク」の設置を働きかけ、聴覚障がいのある人のコミュニケーションを支援します。	障がい福祉課

今後の取組	内 容	関係課
多様なコミュニケーション手段を学ぶ機会の提供	● 広く市民に向け、多様なコミュニケーション手段を学ぶ機会(手話、点字、要約筆記等)の情報提供をするとともに、手話の普及を図るために「手話講座」を開催し、手話や聴覚障がい理解のある人材育成に努めます。また、講座開催にあたっては、開催期間や時間等の工夫に努め、参加者の増大を図ります。	障がい福祉課
合理的配慮の実施についての周知・啓発	● コミュニケーションにおける合理的配慮の実施について、市民や事業者に対して周知・啓発を行います。	障がい福祉課
学校等の教育における多様なコミュニケーション手段に接する機会の提供	● 学校等の教育現場において、子どもたちが手話、点字等の多様なコミュニケーション手段に接することは、教育段階で理解したり、利用の促進を図ることができることから、教育活動の中で、多様なコミュニケーション手段に接する学習を取り入れるよう努めます。	障がい福祉課 学校教育課 幼児課

(5)情報提供の充実

①様々な手段による情報提供の充実

障がい者福祉施策等の情報について、様々な情報提供手段により、情報提供の充実を図ります。

今後の取組	内 容	関係課
障がいのある人に配慮した情報提供	● 利用者が必要とする情報を必要な時に確実に提供できるよう、事前の情報収集に一層努めるとともに、広報紙においては、各課からの情報や取材内容が読みやすかつ伝わりやすくなるよう、デザインや文字、色の使い方等に配慮し、引き続き工夫に努めます。 ● ホームページではウェブアクセシビリティの向上に一層努めるなど、だれにもやさしい情報発信に努めます。	広報課 関係各課
音訳や点字による広報の充実	● 視覚障がいのある人のコミュニケーション支援の手段として、音訳や点字による広報の充実を図ります。	広報課 議事課
各種手帳交付の周知	● 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の取得目的の啓発に努めるとともに、各種サービスの提供による障がいのある人の自立支援・社会参加の促進・福祉の向上を図ります。	障がい福祉課
「ハートプラスマーク」「ヘルプマーク」「ヘルプカード」の発行	● 内部障がい等に対する社会的理解を促進し、目に見えない障がいにより生じる不利益を解消するため、「ハートプラスマーク」「ヘルプマーク」「ヘルプカード」を発行します。	障がい福祉課
「障がい福祉のてびき」の発行	● 障がいに対する正しい知識と理解を得るため、より見やすく便利なものとなるよう改訂版「障がい福祉のてびき」を発行し、障がい福祉サービスの周知を行います。	障がい福祉課

②障がいの特性に応じた情報提供の充実

自分で情報を選択することが難しい障がいのある人に対し、障がいの特性に応じた利用しやすい情報提供に努めます。また、比較的軽度な障がいのある人に対する情報提供にも努めます。

今後の取組	内 容	関係課
視覚障がいのある人に対する朗読サービスの実施	● 視覚障がいのある人に対して、音訳ボランティアによる図書館・自宅での朗読サービスを実施するとともに、ボランティアの養成・増員に努めます。	図書館
市の広報紙等の点訳・音訳	● 点字・音訳による広報の周知に取り組みます。また、音声広報については、CD版の音声広報による情報提供を行うなど、利用者のニーズに対応した利用しやすい情報提供の環境整備に努めます。	広報課 議事課
図書館蔵書の点訳・音訳	● 市民から依頼があった場合は、蔵書等を音訳や点訳するとともに、ボランティアの養成・増員に努めます。	図書館

(6)総合相談機能の充実

①一貫した相談体制の充実・強化

障がいの特性や発達段階に応じた適切な支援をするため、関係機関との連携やケアマネジメントの実施により、より充実した総合的な相談支援体制の確保を図るとともに、ライフステージを通した一貫した相談体制を整備します。

今後の取組	内 容	関係課
地域活動支援センターとの連携による相談支援体制の充実	● 相談支援に関する市との情報共有を図るとともに、計画相談についても特定相談支援事業所との連携も含め、連動した総合的な相談支援体制の充実に努めるなど、支援の必要性に応じた適切な支給決定の実施に向けた取組を進めます。	障がい福祉課
栗東市障がい児・者自立支援協議会の活性化	● 関係機関の連携の緊密化とともに地域の実情に応じた体制整備について協議を行うことで、障がいのある人等への支援体制の整備を図ることを目的とする自立支援協議会の運営の活性化を図ります。	障がい福祉課
就学相談の機会の充実	● 就学相談における相談員や相談時間の確保に努め、就学相談の機会の充実を図ります。	学校教育課
基幹相談支援センターの充実	● 障がいのある人が総合的、専門的な相談支援を受けられるよう、基幹相談支援センターの相談支援体制の充実を図ります。	障がい福祉課
切れ目のない相談支援体制づくり	● 障がいのある人のライフステージに応じて適切な支援を受けられるように、関係課や関係機関との連携の強化を図ります。 ● 障がいのある人や子どもが、個々の状況に合わせた適切な相談支援を受けられる体制の充実を図ります。	障がい福祉課 関係各課

②身近な相談体制の充実

障がい者相談員や相談支援に従事する職員に対する研修の実施等により、相談業務の質の向上を図るとともに、関係機関間のネットワークの形成及びその活用を推進し、障がいのある人が身近な地域で専門的な相談を行うことができる体制を構築します。

今後の取組	内 容	関係課
障がいのある人の身近な相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 心身障がい者相談員の質の向上を図るために研修会を開催し、広報等による啓発を行います。 ● 「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」に基づき、障がいを理由とした差別があっても、自身で相談することが難しい人の代弁をするなどにより、障がいのある人の権利を擁護し、障がい者差別解消相談員につなぐ役割を担う「地域アドボケーター」を配置し、障がい者差別の解消に取り組めます。 	障がい福祉課
民生委員・児童委員による身近で適切な相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 民生委員・児童委員が地域での相談に適切に対応できるよう、年間を通して研修、情報交換の機会を設け、特に新任民生委員・児童委員に対して、研修を実施するなどの支援を行います。 ● 複合的な課題を抱えた人に対して、各課、関係機関、団体との連携による相談窓口を設置し、支援を行います。 	社会福祉課
第三者機関との連携による苦情や問題解決に向けた取組の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がいのある人のサービス利用に関する苦情等について、第三者機関と連携を図り、苦情や問題解決に向けた取組の充実を図ります。 	障がい福祉課
人権いろいろ相談の開催	<ul style="list-style-type: none"> ● 様々な人権に関する悩みの相談窓口として、人権擁護委員による相談を開催します。 ● 相談業務に対応できるよう専門知識を習得する研修会を実施し、質的向上を図ります。 	人権政策課

③障がい者虐待防止・地域福祉権利擁護事業・成年後見制度の周知と利用促進

障がいのある人の虐待防止と、地域福祉権利擁護事業・成年後見制度の周知と適正な利用の促進を図ります。

今後の取組	内 容	関係課
障がい者虐待防止センターとしての機能強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がい者の虐待通報の受理や、障がい者及び養護者に対する相談や指導・助言等、障がい者虐待の防止に対する支援を行います。 ● 障がい者虐待防止に関する広報や啓発活動について、より効果的な方法を検討しながら取組を進めます。 	障がい福祉課
地域福祉権利擁護事業の周知・利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 判断能力が十分でない知的障がいのある人や精神障がいのある人等が、社会福祉協議会が行う地域福祉権利擁護事業により、適切なサービス利用ができるよう支援します。 	障がい福祉課

今後の取組	内 容	関係課
成年後見制度の周知・利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 判断能力が十分でない知的障がいのある人や精神障がいのある人等が、財産管理や在宅サービスの利用等で自分に不利な契約を結ぶことがないように、制度の周知と利用の促進を図ります。 ● 国の成年後見制度利用促進基本計画に基づく中核機関を設置し、既存の取組の充実や新たな機能の整備について、段階的、計画的に取り組めます。 	障がい福祉課

4. 学習機会の充実と社会参加の促進

(1) 就学前対応と就学指導の充実

① 乳幼児の保護者への発達に対する理解の普及

早期発見・早期療育のため、乳幼児期において保護者が個々の発達のペースや特性を理解し受け止めることができるよう、啓発活動や理解促進を図り、就学後や青年期・成人期の先を見据えた支援をめざします。

今後の取組	内 容	関係課
発達相談の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 健診等の機会や相談を通じて、発達障がい等が考えられる子どもの保護者に対し、個々の発達のペースや特性を理解し受け止めることができるよう、きめ細やかな発達相談や支援ができる体制を整備します。関係課との連携を密にし、処遇を検討する機会を計画的に設けます。また、必要に応じて、適切な療育機関等と連携を図り、早期療育に努めるなど、就学前・就学後におけるきめ細やかな対応だけでなく、青年期・成人期までを意識した体制づくりに取り組めます。 	こども家庭センター 発達支援課

② 療育(発達支援)体制の充実

幼児期からの継続した療育体制を整備し、発達段階に応じた一貫性のある療育体制を確立するため、医療、保健や関係機関と連携を図ります。

今後の取組	内 容	関係課
就学支援委員会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 就学支援委員会専門部会の機能の充実を図り、適切な環境において、保育が受けられるよう、職員の資質向上と人材確保に努めます。 	幼児課
幼児ことばの教室の実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 教育相談後、通級が決定した幼児については定期的な指導や、必要に応じて発達検査や構音指導等を実施します。その他、保護者の支援のニーズに応じて通級ではない支援相談として対応し、通級指導同様に発達検査や構音指導、保護者支援を行います。また、多様なニーズに応じ、園と連携してより良い支援の提供に努めるとともに、職員の資質向上と人材の確保に取り組めます。 	発達支援課

今後の取組	内 容	関係課
たんぽぽ教室の充実	●遊びや小集団活動を通じて日常生活への適応や自立を促し、個別の課題に応じた療育を進め支援するとともに、社会生活への参加を援助します。また、保護者に対して、養育に関する支援を中心に相談や助言を行います。幼児の家庭環境や事情によっては、関係機関と連絡を密にし、幼児の療育が計画的に行えるよう取り組みます。また、児童発達支援センターとして、児童発達支援事業に取り組むことにより地域の発達支援を担えるよう、専門知識を持つ職員体制の安定確保に努めます。	発達支援課
児童発達支援事業と計画相談の実施	●心身の発達に障がいや遅れのある、または将来においてその疑いのある幼児に対して、社会生活への適応や自立に向けた力を獲得できるように、児童発達支援事業や保育所等訪問支援等の利用を提案し、利用計画を作成します。また、支援を適切に受けているかモニタリングを行います。	発達支援課

③障がい児保育の充実

保育園や幼稚園において、コーディネーターを中心に、各園での指導を充実させ、職員の資質、保育の質の向上を図ります。また、一人でも多くの保育者が参加できるような研修機会を確保し、園全体の障がい児保育の力量を高めます。

今後の取組	内 容	関係課
保育園・幼稚園における指導の充実	●家庭や療育事業関係者・関係専門機関との連携に努め、心の安定と心身の自立に配慮し、一人ひとりの発達課題に応じて特別支援教育や特別支援教育推進園訪問を実施し、園内体制の充実を図ります。	幼児課
保育園・幼稚園における障がい児保育の充実	●保育園・幼稚園での障がい児保育の推進のため、総合保育を進めながら生涯にわたっての系統的療育を踏まえ、障がい児加配職員や看護師の配置に努めるとともに、加配保育士・加配教諭の障がい児保育についての研修会を実施します。	幼児課

(2)特別支援教育の充実

①特別支援教育の充実

より確かな支援を実施し、児童生徒の個性や能力を最大限に引き出せるよう、教育課程の編成や指導方法の工夫・改善に努めます。また、特別支援教育の観点に沿った授業の改善や教材づくりに取り組み、だれもがわかる授業づくりを行い、特別支援教育の充実を図ります。

今後の取組	内 容	関係課
児童生徒の実態に応じた特別支援学級と「通級指導教室」の設置	●児童生徒の実態に応じて特別支援学級を設置するとともに、通常の学級に在籍する支援が必要な児童生徒のための個別指導や通級指導等、障がいの多様化に応じた児童生徒の指導に努めます。	学校教育課

今後の取組	内 容	関係課
教育課程の編成や指導方法の工夫	● 児童生徒の個性や能力を最大限に引き出せるよう、教育課程の編成や指導方法の工夫・改善に努めます。また、保幼小中高と継続した支援が行えるよう、「個別的教育支援計画」の作成を進めます。	学校教育課
子どもの状況に合わせた教材・教具の充実	● 子どもの成長に合わせた備品の設置や教材の作成等、教材・教具の充実に努めます。	学校教育課

②教職員及び保幼職員に対する専門的な知識の普及

教職員及び保幼職員に対する研修を実施し、より専門的な知識の普及と障がいに対する理解を促進します。また、特別支援学級の担任や担当者だけでなく、より多くの教職員及び保幼職員が研修に参加するよう取り組みます。

今後の取組	内 容	関係課
教職員及び保幼職員の指導力の向上	● 教職員及び保幼職員に対して、特別支援教育基礎講座、専門講座等を開催し、教職員及び保幼職員の特別支援教育に対する理解を深め、指導力量の向上を図ります。 ● 通級指導教室担当者の研修を助成し、専門資質の向上を図ります。	学校教育課 幼児課

③放課後の居場所づくりの充実

障がい児地域活動施設指定管理者と放課後等デイサービス事業所との連携を深めながら、それぞれ個性あるサービス提供が行われるよう支援するとともに、地域に根ざした事業を展開することで、障がいのある児童生徒の放課後の居場所づくりの充実を図ります。

今後の取組	内 容	関係課
放課後等デイサービス事業の支援	● 障がいのある小学生から高校生までの子どもの、学校の帰りや学校休業日、長期休暇における居場所づくりのため、放課後等デイサービス事業の支援を行います。 ● 放課後、地域において他の児童や住民との関わりの中で社会的な経験を積ませるとともに、療育により規則正しい生活習慣を維持するため、障がい児地域活動施設指定管理者に対して、必要に応じた支援を行います。	障がい福祉課

(3)社会参加の促進

①スポーツ・レクリエーション、文化・芸術活動の充実

障がいのある人のスポーツやレクリエーション、文化・芸術活動への参加機会の拡充を図るとともに、障がいのある人が主役となりスポーツやレクリエーションをする楽しみを体感できるような活動を、地域住民の協力を得ながら開催できるよう環境の整備に努めます。

今後の取組	内 容	関係課
スポーツ・レクリエーション大会の開催	● 障がいのある人がスポーツを通じてお互いの交流と親睦を深め、社会参加意欲の高揚と体力の維持、増進を図ります。また、参加者の拡大のための周知活動やボランティアの確保を行います。	障がい福祉課
スポーツ・レクリエーション事業の推進	● 障がいのある人が気軽に参加できるよう、スポーツ・レクリエーション事業の推進を図ります。また、(公財)栗東市スポーツ協会等が進める各種事業においても、障がいのある人に配慮した対応ができるような指導、助言を行います。	スポーツ・文化振興課
文化・スポーツ施設の改善・バリアフリー化	● 文化・スポーツ施設を障がいのある人が容易に利用できるよう改善します。 ● 身近なスポーツ施設で、スポーツやレクリエーションが楽しめるよう、既存のスポーツ施設での障がい者用トイレの設置や、スロープ、点字ブロック等の整備を図ります。	スポーツ・文化振興課
芸術文化施設の快適な鑑賞空間の確保	● 芸術文化施設を障がいのある人が容易に利用できるよう、快適な鑑賞空間の確保に努めます。また、障がいのある人が気軽に参加体験できる環境づくりに努めるとともに、芸術文化会館を管理運営する民間企業に対して「障がい者にやさしい環境づくり」の指導、助言に努めます。	スポーツ・文化振興課

②生涯学習の充実

学習機会の充実・啓発を図るとともに、障がいのある人が参加しやすい環境の整備に努めます。

今後の取組	内 容	関係課
講座に参加しやすい環境整備	● 「じんけんセミナー」等への手話通訳、託児サービス、車いす利用者への対応等に取り組みます。また、12月の「人権週間」に合わせた人権文化事業の開催等、希望するだれもが参加できる講座を開催します。	人権政策課
だれもが参加できる公開講座・セミナーの開催	● 障がいの有無に関わらず、希望するだれもが参加できる公開講座・セミナーを開催します。また、講座・セミナー参加促進のための告知・啓発を継続して行います。	生涯学習課

③地域活動への参加の促進

障がいのある人が地域活動に参加しやすい環境の整備に努めます。そのための障がいに対する理解の啓発を図ります。

今後の取組	内 容	関係課
地域活動に参加しやすい環境の整備	● 障がいのある人の地域活動への参加を促進するために、障がいに対する理解を促進するとともに、自治会等に意思疎通支援事業等の障がい福祉サービスの周知を図り、障がいのある人が地域活動に参加しやすい環境の整備に努めます。 ● 要請に応じ、出前講座で障がい理解の啓発を行います。また、広報等に障がい福祉に関する記事を掲載し、情報の発信に努めます。	障がい福祉課

今後の取組	内 容	関係課
自治会集会所のバリアフリー化に対する工事費の一部補助	● 自治会へのアドバイスや情報提供を行うとともに、自治会の集会所のバリアフリー化に対し、工事費の一部を補助し、自治会等の地域コミュニティ組織が活動しやすい環境整備に取り組みます。	自治振興課

(4) 移動支援の充実

① 移動支援の充実

障がいのある人の社会参加を促進するため、外出・移動支援の充実を図ります。

今後の取組	内 容	関係課
移動支援事業の充実	● 屋外での移動に困難がある障がいのある人について、外出のための介助を行い、地域での自立生活及び社会参加を促進します。また、事業の目的の周知に努めます。	障がい福祉課
タクシー代・ガソリン代の一部助成	● 重度心身障がいのある人に対して、タクシー代・ガソリン代の一部を助成します。	障がい福祉課
コミュニティバスの運行による移動手段の確保	● 栗東市コミュニティバス「くりちゃんバス」の運行による移動手段の確保を行います。今後は、バス待合所の環境改善を図るなど、運行サービスの充実に努めるとともに、バス利用実態調査と検証を継続して行います。	土木交通課

5. 就労の促進

(1) 一般就労の促進

① 企業等への就労支援の充実

障害者総合支援法に基づく就労移行支援事業や就労継続支援事業等を推進するとともに、関係機関と連携し、障がいのある人の就労機会の提供に努めます。

今後の取組	内 容	関係課
公共職業安定機関等の相談機能の充実	● ハローワーク、滋賀障害者職業センター、湖南地域障害者働き・暮らし応援センター等との連携を強化し、各関係機関から発信される就労支援に向けた情報の迅速な収集に努め、相談・情報提供・職場開拓・アフターケア等のスタッフ及び機能を充実します。	障がい福祉課 商工観光労政課
働き・暮らし応援センターとの連携強化	● 働き・暮らし応援センターとの定期的な情報共有や、検討の場を設置するなど連携を強化し、障がいのある人の就労相談の充実に努めます。	障がい福祉課
就労支援計画の充実	● 障がいのある人等の就職困難者の就労促進を図るとともに、就労定着に向けた継続支援に努めます。	商工観光労政課
就労移行支援事業の推進	● 企業等に就労を希望する障がいのある人に、一定期間就労に必要な知識や能力向上のために必要な訓練を行う就労移行支援事業を推進するとともに、事業の成果が企業内でいかせるよう、さらにハローワーク、滋賀障害者職業センター、湖南地域障害者働き・暮らし応援センター等関係機関との連携を強化します。	障がい福祉課

今後の取組	内 容	関係課
就職支度金の支給	● 障がい者支援施設に通所または入所している身体障がいのある人が、訓練を終了し、就職等により自立する場合に、就職支度金を支給します。	障がい福祉課
更生訓練費の支給	● 障がい者支援施設に通所または入所している人に対し、更生訓練費を支給し社会的自立の促進を図ります。	障がい福祉課
公務部門における障がい者雇用	● 市役所における障がい者雇用について、「栗東市障がい者活躍推進計画」に基づき、雇用を促進するとともに、障がいの特性に応じたサポートや合理的配慮による就労環境の改善を図ることで、継続して働くことができるよう取り組みます。	人事課 関係各課

②就労を支えるための検討の場づくり

障がいのある人の継続した就労を支えていくため、関係する人々が集まり、情報共有しながら検討していくことのできる場づくりに努めます。

今後の取組	内 容	関係課
就労に向けた体験機会の充実	● サロンやJエクスペ(職業体験)を開催し、就労に向けてのステップアップにつなげます。	障がい福祉課
関係機関による情報共有及び検討の場づくり	● 就労を支えるために、必要に応じて庁内外の関係機関との情報共有を図ることで、適切な就労支援につなげます。	障がい福祉課

③企業等への障がい者雇用や障がいに対する理解の啓発

企業等に対し、障がいのある人の雇用や、職場内での障がいに対する理解について啓発を図ります。

今後の取組	内 容	関係課
障がい者雇用の促進	● 企業に対し、障がい者雇用への啓発強化に努め、理解の促進を図るとともに、障害者雇用促進法に基づく各種制度等により、合理的配慮の提供を含めた障がい者雇用の促進を図ります。また、地域の関係機関と密接に連携し、雇用後の職場定着支援までの一貫した支援の充実に努めます。	商工観光労政課 障がい福祉課

(2)福祉的就労の促進

①福祉的就労の促進

企業等で就労が困難な障がいのある人に対しては、障害者総合支援法に基づく日中活動の場の確保及び福祉的就労の場の確保や内容の充実を図ります。

今後の取組	内 容	関係課
就労支援事業所の整備	● 今後予想される特別支援学校卒業生の増大や障がいの重度化・重複化、施設等からの地域移行に伴う受け皿の確保として、就労支援事業所等の整備を支援します。また、新規事業所の周知を行います。	障がい福祉課
優先購入(調達)の推進	● 障害者優先調達法に基づき、障がい者就労施設等からの物品や役務の調達に努めます。 ● 栗東地区障がい者事業所連絡協議会と協力しながら、多くの企業等への啓発を行い、販路の拡大を図ります。	障がい福祉課
福祉的就労の充実	● 一般就労が困難な障がいのある人に対し、障がい福祉サービスによる就労の場の提供を行うとともに、工賃向上への取組を支援します。	障がい福祉課

6. 生活環境の整備

(1) バリアフリー化の促進

① バリアフリー化の推進と交通安全対策の推進

障がいのある人が安心して外出できるように、公共施設等のバリアフリー化を推進するとともに、交通安全対策の推進や交通マナーの向上を図ります。

今後の取組	内 容	関係課
小・中学校の施設のバリアフリー化	● 障がいのある子どもの就学の利便性向上のため、小・中学校においてバリアフリー化を図ります。	教育総務課
事業者に対する指導・助言	● 「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」に基づき、事業者に対して指導・助言を行います。	住宅課 障がい福祉課
福祉のまちづくり意識の啓発	● 福祉のまちづくり意識の高揚に向け、その理念の浸透を図るため、多くの世代・団体等がまちづくり活動に取り組めるよう啓発に努めるとともに、関係団体を支援します。	障がい福祉課
歩道のバリアフリー化	● 障がいのある人の需要に応じ、障がいのある人の利用に配慮した段差の適切な切り下げ、点字ブロックの敷設等を整備し、移動の連続性と安全で快適な歩道空間の確保に努めます。	土木交通課
音声信号機の整備推進	● 音響信号機の整備等、障がいのある人や高齢者に配慮した交通安全施設の整備推進に努めます。	土木交通課
交通マナーの向上	● 通行の支障となる放置自転車の撤去や路上迷惑・違法駐車防止等、啓発に努めます。	土木交通課
道路の適正使用に係る指導強化	● 道路占用許可に際して厳正に審査し、許可物件が通行を阻害することのないように努めます。	土木交通課

(2)防犯対策の充実

①防犯対策の充実

地域と警察・行政が連携を図り、犯罪に関する情報発信、市民の防犯活動の支援、啓発等を行い、犯罪が起こりにくい環境を整えます。また、交通安全対策の充実を図ります。

今後の取組	内 容	関係課
自主防犯活動のための支援と情報提供	● 地域で自主防犯活動が活発にできるよう、適切な支援と情報の提供を行います。	危機管理課
交通安全や防犯に関する出前講座の実施	● 障がい者関係団体等からの依頼に応じて、交通安全や防犯に関する出前講座を実施します。また、犯罪に巻き込まれないための対策や、犯罪の早期発見等について、様々な媒体や方法を用いて啓発します。	土木交通課 危機管理課
障がい者関係団体の開催する交通安全教室の支援	● 障がい者関係団体の開催する交通安全教室を支援し、障がいのある人への交通ルールの啓発等を支援します。	土木交通課 障がい福祉課

(3)居住支援の充実

①障がいのある人が住みやすい住宅の供給・整備

住宅改造を含めた安全で住みやすい住宅の供給と整備を図ります。

今後の取組	内 容	関係課
在宅生活を送るためのアドバイスの充実	● 在宅の障がいのある人の日常生活を容易にするため、障がいのある人から住宅改造における相談があった場合に、障がいのある人の生活状況から住宅改造か、あるいは福祉用具等の利用で自立した生活を送ることができるのかのアドバイスを行います。	障がい福祉課 長寿福祉課
住宅改造に伴う経費の一部助成	● 在宅の重度障がいのある人の日常生活を容易にし、また、介助者の負担を軽減するため、住宅改造に伴う経費の一部を助成します。	障がい福祉課

②居住の場の確保

障がいのある人が地域で生活をするため、居住の場の確保・改善に努めます。

今後の取組	内 容	関係課
市営住宅の改善等の事業におけるユニバーサル化	● 市営住宅の大規模改修に併せて、ユニバーサル化に対応した住宅整備を行います。 ● 公営住宅等長寿命化対策を通じて、居住性向上・福祉対応型改善を行います。	住宅課

今後の取組	内 容	関係課
グループホームの設置に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の中で共同生活を営むため、自立生活の援助を行うグループホームの設置について支援します。また、設置の際は、周辺住民の理解を促進します。 ● 重度障がいのある人について、住まいの場の確保とともに日中活動の場についても一体的に検討していきます。 	障がい福祉課

7. 防災・災害時支援の充実

(1) 防災対策の充実

① 防災体制の充実

地域防災力(消防団、自主防災組織)の向上と防災意識の醸成に努めるとともに、緊急時の情報伝達手段の充実や災害時における避難行動要支援者の把握、避難方法や避難生活の具体策等、防災体制の充実を図ります。

今後の取組	内 容	関係課
福祉ネットサービスのシステムづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災意識の醸成に努めるとともに、地域における住民(自主防災組織等)、民生委員・児童委員、警察署、消防署等の協力を得ながら、災害時の避難誘導が図られる福祉ネットサービスのシステムづくりを推進します。併せて、同報系防災行政無線等により、緊急時の情報伝達体制の充実を図ります。 	危機管理課 社会福祉課 障がい福祉課
避難行動要支援者名簿の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 関係機関との連携を図り、災害や緊急時における障がいのある人に係る避難行動要支援者名簿の整備を進めるとともに、避難支援に必要となる情報を適宜更新し、関係者間で共有します。 ● 障がい者手帳取得・更新時に制度についての説明、申請の勧奨を行います。 	社会福祉課 障がい福祉課
防災体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 「栗東市地域防災計画」「栗東市国民保護計画」に基づき、障がいのある人の避難方法や避難生活(福祉避難所の開設)等、被災後の具体的対策を含めた防災体制の充実を図ります。 ● 地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、避難行動要支援者と打合せを行い、具体的な避難方法等についての個別計画を策定します。 	危機管理課 社会福祉課 障がい福祉課

2. 用語解説

あ行

アイマスク体験学習

アイマスクをつけて歩いたり、階段の上り下り等を体験したりすることにより、視覚障がいのある人の生活を「疑似体験」し、自分にできることは何かを学んでいく学習。また、目の不自由な人と一緒に歩く時のガイド（手引き）方法を学習することもある。

アクセシビリティ

年齢的・身体的条件に関わらず、だれでも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。

一般相談支援

2012（平成 24）年 6 月に成立した、障害者総合支援法において、「相談支援」の定義が基本相談支援・地域相談支援・計画相談支援に分けられ、基本相談支援及び地域相談支援の双方を行う事業を一般相談支援事業という。

医療的ケア児

人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。

インクルーシブ

障がいの有無で区分することなく違いを認め、すべてを包み込む学校・社会が望ましいという考え方。

ウェブアクセシビリティ

年齢的・身体的条件に関わらず、だれもがホームページ等で提供されている情報にアクセスし、利用できること。

か行

基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業及び身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者等に関わる相談支援を総合的に行うことを目的とする。市区町村またはその委託を受けた者が基幹相談支援センターを設置することができる。

キャリア教育

「キャリア」とは、人が、生涯の中で様々な役割を果たす過程で、自らの役割の価値や自分と役割との関係を見いだしていく連なりや積み重ねを意味し、キャリア教育とは、一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育をいう。

強度行動障がい

自身の身体や他人への危険な行動等が著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態。

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(障害者優先調達法)

障がい者就労施設等で就労する障がいのある人の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体等の公的機関が、物品やサービスを調達する際、障がい者就労施設等から優先的・積極的に購入（調達）することを目的とする法律。

ケアマネジメント

障がいのある人の多様なニーズを把握し、様々なサービス提供機関と調整を行いながら支援計画を作成し、適切なサービスを提供すること。

権利擁護

自己の権利や援助の必要性を表明することが困難な障がいのある人等に代わって、援助者が代理として権利や支援獲得を行うとともに、住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けるための支援。

合理的配慮

障がいのある人から、社会の中にある障壁を取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思を伝えられた時に、負担が重すぎない範囲で対応すること。行政においては義務、事業者においては努力義務として、障害者差別解消法にて定められている。

さ行

Jエクスパ

Job・Experience = 職業体験。就業する喜びと厳しさについて職場体験を通じて感じてもらい、その後の就労につなげることを目的とした事業。

滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例

すべての県民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざした条例。「障がいの社会モデル」の考え方を定義し、合理的配慮の提供等を義務化したことや、相談・解決の仕組みを整備することがポイントとなっている。一部を除き2019（平成31）年4月施行。

児童発達支援センター

障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設。

障害者基本法

障がい者のあらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とした法律。障がい者のための施策に関して基本的な理念や地方自治体等の責務を明らかにし、施策の基本となる事項を定めている。

障がい者相談員

障がいのある人や家族からの相談に応じ、必要な助言や指導を行うとともに、障がい者の地域生活の支援、地域活動の推進、関係機関の業務に対する協力等を行う、市が委嘱し、活動している相談員。

障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)

障がいのある人の人権及び基本的自由の享有を確保し、並びに障がいのある人の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする国際条約。2006（平成18）年12月13日、第61回国際連合総会において採択され、日本は2007（平成19）年9月28日に署名、2014（平成26）年1月20日に批准した。前文と本文50条からなり、教育、労働、社会保障等社会のあらゆる分野において、障がいを理由とする差別を禁止し、障がいのある人に他者との均等な権利を保障することを規定している。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)

障がいの有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする法律。

障がい福祉サービス

個々の障がいの程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえ、個別に支給決定を行う支援。介護の支援を受ける「介護給付サービス」と訓練の支援を受ける「訓練等給付サービス」がある。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、2013（平成25）年6月に制定された。一部の附則を除き2016（平成28）年4月から施行。

自立支援協議会

相談支援事業を適切に運営するとともに、障がい福祉を進める仕組みづくりに関する協議を行う場として、当事者団体、保健・医療・福祉・保育・教育・就労等の関係機関、市等で構成する協議会。

成年後見制度

知的障がい・精神障がい・認知症等により判断能力が十分でない人を不利益から守るために、本人を保護・支援する後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）を選任し、財産管理や契約等に関して本人の代わりに判断したり、同意や取り消し等を行う制度。

た行

だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例

あらゆる人々が個人として尊重され、住み慣れた家庭や地域社会でいきいきと生活できる社会をめざし、県民一人ひとりが社会に積極的に関わるとともに、県、県民及び事業者が協働して、だれもが自らの意思で自由に行動でき、安全で快適に生きがいを持って暮らすことのできる福祉のまちづくりを進めるための条例。一部を除き1994（平成6）年10月施行。

地域移行

障がい者支援施設等に入所している障がいのある人または精神科病院に入院している精神障がいのある人が地域における生活に移行するための支援。

地域生活支援拠点等

障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制。

地域福祉権利擁護事業

日常生活を送るのに不安があったり、サービス利用等の判断が一人で十分にできない人が、本人の代わりに日常生活の援助を受けるためのサービスの申し込みや、契約、金銭管理等を専門員や生活支援員に頼むことができる事業。

地域包括ケアシステム

住み慣れた地域でできる限り継続して生活を送れるように支えるために、一人ひとりの状況やその変化に応じて、福祉サービスを中核に、医療サービスをはじめとする様々な支援（住まい、医療、介護、予防、生活支援）を、継続的かつ包括的に提供する仕組みをいう。

チャレンジウィーク

中学校において5日間以上の職場体験を実施し、働く大人の生きざまにふれたり、自分の生き方を考えたりする機会とし、自分の進路を選択できる力や将来社会人として自立できる力を育てるもの。滋賀県では、文部科学省の推進に合わせ、2007（平成19）年度から、県内のすべての公立中学校（100校）で5日間の職場体験に取り組んでいる。

特定相談支援事業

2012（平成24）年6月に成立した、障害者総合支援法において、「相談支援」の定義が基本相談支援・地域相談支援・計画相談支援に分けられ、基本相談支援及び計画相談支援の双方を行う事業を特定相談支援事業という。

特別支援学級

障がいのある児童生徒に学習や生活上の課題を踏まえた教育を行うために、小・中学校に設置する学級。

特別支援学校

障がいにより学習や生活上の困難がある子どもに、手厚くきめ細やかな教育を行うために設置されている学校。

特別支援教育

障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育ニーズに沿った適切な指導や支援を行う学校教育の制度。

な行

難病

原因不明で、治療方針が未確定であり、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾病で、経過が慢性にわたり、経済的な問題だけではなく、介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また、精神的にも負担が大きい疾病。

は行

HUG

静岡県地震防災センターが開発した「避難所運営ゲーム」のこと。ある市の避難所運営を任されたという想定のもとで、次々にやってくる避難者の状況や要望を考慮しながら、迅速かつ適切に対応する術を学ぶゲーム様式の教材で、避難所で起き得る状況の理解と適切な対応を学ぶことができる。

発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

※アスペルガー症候群・・・知的障がいがない、あるいはほとんどないが、自閉症同様の「関わり」「コミュニケーション」「こだわり」の障がいという3つの特徴を併せ持った発達障がい。

※学習障がい・・・知的発達に遅れはなく、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論する等のうち、特定の能力に著しい困難がある発達障がい。

ピアサポート

医療・心理・福祉等の専門家による相談活動ではなく、同じ問題・課題・不安等を共有する仲間（ピア）の間で、相互的に助け合うこと。

福祉避難所

災害時に、障がいのある人等を一時的に受け入れるための施設。

ペアレントトレーニング

保護者が子どもの行動を観察して特徴を理解したり、発達障がいの特性を踏まえたほめ方やしかり方等を学ぶことにより子どもの問題行動を減少させることを目標とするトレーニングのこと。

ペアレントプログラム

育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者等を、地域の支援者（保育士、保健師、福祉事業所の職員等）が効果的に支援できるよう設定された、プログラムのこと。

ペアレントメンター

自らも発達障がいのある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親のこと。同じような発達障がいのある子どもを持つ親に対して、共感的なサポートを行い、地域資源についての情報の提供等を行う。

や行

ユニバーサル化

ユニバーサルデザイン化。障がいの有無・年齢・性別・国籍等の違いを超えて、だれもが利用しやすいよう、あらかじめ配慮し、まちづくりや建物・施設・製品等のデザインをしていこうという考え方。

ら行

ライフステージ

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期等のそれぞれの段階のこと。

リハビリテーション

障がいのある人の身体的、精神的、社会的な自立をめざす一連の過程。また、障がいのある人の人間らしく生きる権利を回復し、自立と社会参加をめざすという考え方。

3. 栗東市障がい福祉計画等策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項の規定による栗東市障がい者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項の規定による栗東市障がい福祉計画及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20第1項の規定による栗東市障がい児福祉計画を一体的に策定するに当たり、広く意見を聴取するため、栗東市障がい福祉計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 第3期栗東市障がい者計画の検証に関すること。
- (2) 第7期栗東市障がい福祉計画及び第3期栗東市障がい児福祉計画の策定に関すること。
- (3) 前2号に掲げるものの他、計画策定等に関し必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体及び関係機関を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康福祉部障がい福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

4. 栗東市障がい福祉計画等策定委員会委員名簿

所 属	職名	氏名
成安造形大学 共通教育センター	非常勤講師	小西 喜朗
(栗東地区障がい者事業所連絡協議会) 第一くりのみ作業所	所長	河村 達哉
(栗東地区障がい者事業所連絡協議会) 自立就労センターパレット・ミル	所長	佐藤 博志
(栗東市心身障害児(者)連合会) 栗東市視覚障害者福祉協会	会長	山中 淳喜
(栗東市心身障害児(者)連合会) 栗東市身体障害者更生会	会長	川寄 千頼
(栗東市心身障害児(者)連合会) 栗東市手をつなぐ育成会	会長	高畑 きぬ江
栗東市社会福祉協議会	会長	平田 善之
栗東市民生委員・児童委員協議会連合会	民生委員・児童委員	堂床 豊光
守山・栗東障害者相談支援センターみらいく	所長	太田 珠美
湖南地域障害者働き・暮らし応援センターりらく	センター長	相馬 佐保
精神障害者生活支援センター風	所長	黒木 稔
滋賀県南部健康福祉事務所	次長	山本 茂美
草津公共職業安定所	職業指導官	牧 侑里子
公募委員		三上 裕貴
公募委員		大屋 和代

(敬称略)

5. 策定経過

開催日	内容
令和5年7月7日	第1回 栗東市障がい福祉計画等策定委員会 ・アンケート調査について 他
令和5年8月11日～ 8月25日	アンケート調査実施
令和5年8月11日～ 8月31日	障がい福祉サービス事業所へのアンケート調査実施
令和5年10月3日	第2回 栗東市障がい福祉計画等策定委員会 ・アンケート調査 ヒアリング等の結果から計画素案の検討
令和5年11月1日	第3回 栗東市障がい福祉計画等策定委員会 ・第7期栗東市障がい福祉計画(素案)について ・第3期栗東市障がい児福祉計画(素案)について
令和5年12月22日～ 令和6年1月21日	パブリックコメント実施
令和6年2月8日	第4回 栗東市障がい福祉計画等策定委員会 ・パブリックコメント実施後の最終案についての報告

第7期栗東市障がい福祉計画
第3期栗東市障がい児福祉計画

編集・発行：栗東市役所 障がい福祉課

住所：〒520-3088 滋賀県栗東市安養寺一丁目 13 番 33 号

TEL：077-551-0113 FAX：077-553-3678